

マル経融資

マル経融資は、商工会議所の推薦により
小規模事業者の方が経営を改善するために
ご利用いただける公的融資制度です。

マルケイを
ご利用ください



無担保

低金利

無保証人

当初3年間(設備資金)

実質金利

金利 1.35% 利子補給 6/10

0.54%

(令和6年10月1日現在)

年 利

1.35%

※業況によってはコロナマル
経での申込みも可能です。

※利率は変動しますのでご確認ください。

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金

7年以内(据置1年)

設備資金

10年以内(据置1年)

対象者・条件等

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあっては5人以下)の法人・個人事業主の方
 - 最近1年以上、新見商工会議所地区内で事業を行っている方
 - 商工会議所の経営指導を原則6ヵ月以上受けている方
 - 税金(所得税・法人税・事業税・都道府県民税等)を完納している方
 - 日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方
- ※審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

設備資金利子補給制度

中小企業設備近代化
利子補給制度(新見市)

市内の中小企業者が、制度資金の融資を受けて設備の近代化を行う場合、その融資に係る当初3年間の支払利子の6/10を補助します。

ご相談の際には直近の試算表、申告書・決算書各2期分をご用意ください。

お申し込み・
お問い合わせ

新見商工会議所・指導課
(新見中小企業相談所) 〒718-0003 新見市高尾2475-7

TEL.72-2139

お気軽に
ご相談ください!

マル経資金申込み時に持参頂く書類等

チェック欄	必要書類等	備 考
	実 印	法人の場合は会社の代表取締役印。 実印は推薦依頼書1枚目、2枚目の2カ所に押印。
	法人税又は所得税の 領収書コピー	領収書がない場合は納税証明書。 所得税納期 3月15日 (証明書の発行窓口) 新見税務署
	事業税の領収書の コピー	納税通知書で年税額確認(6月中旬送付) 8月 末日 領収書がない場合は納税証明書。 11月 末日 (証明所の発行窓口) 備中県民局 新見支局
	住民税又は法人県市 民税の領収書コピー	納税通知書で年税額確認(6月中旬送付) 6月・8月 10月・1月 領収書がない場合は納税証明書。 ※事業所得の金額、税額の記載がされたもの (証明書の発行窓口) 新見市役所 税務課
	確定申告書のコピー (2期分)	個人の方→申告書(1表)のコピー 法人の方→申告書(控)全部のコピー ※個人の方で申告書(控)が手元にない場合、及び申告納 税額が0の場合は申告所得額証明書(2期分) (証明書の発行窓口) 新見税務署
	決算書のコピー (2期分)	・法人の方は、勘定科目内訳明細書及び事業概況説明書の コピーも必要。 ・青色申告の方は決算書 (月別売上、減価償却等のページも必要)のコピー ・白色申告の方で決算書がない場合、当初指定の収支明細 表に記入してください。
	最近の試算表の コピー(3カ月以内)	個人の方で試算表ができていない場合は、当所指定の 収支明細表に記入してください。
	会社の登記簿謄本	法人の方は2カ月以内に発行された登記簿謄本。
	不動産の登記簿謄本	自宅、店舗、事務所ほか 直近のもの【初回必須】
	設備の見積書	設備費金で申込まれる方は、設備の見積書(原本)。
	借入金内訳書	借入金は事業用借入金のほか、住宅関連の借入金も含む (借入先・借入額・残額・月返済額・担保保証人等)
	資産証明書	不動産は法人名義、個人名義の両方、及び同居している 家族名義分も記入してください。 (証明書の発行窓口) 新見市役所 税務課
	営業(実在)確認書類 ※いずれか一種類 ※税務申告書類は受付印 のあるもの、電子申告 の場合は受信通知を添 付して下さい。	<input type="checkbox"/> 法人税申告書別表第一(一) <input type="checkbox"/> 所得税証明書 <input type="checkbox"/> 法人税領収書又は証明書 (営業・事業所得の明記必要) <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書第一面 <input type="checkbox"/> 法人市県民税の法人税割額に <input type="checkbox"/> 所得税の事業所得証明書 かかる領収書又は証明書 <input type="checkbox"/> 事業税領収書又は証明書 <input type="checkbox"/> 法人市県民税申告書第一面 <input type="checkbox"/> 消費税領収書又は証明書 <input type="checkbox"/> 市県民税申告書第一面 <input type="checkbox"/> 源泉徴収所得税領収書 <input type="checkbox"/> 営業実態のわかる直近6ヵ月 <input type="checkbox"/> 事業所得に係る所得証明書 程度の取引帳票類
	借用書添付書類 (融資決定後)	印鑑証明書 (個人は代表者・法人は代表取締役) 収入印紙 (借入金額に応じて)
	そ の 他	必要に応じて土地、建物の登記簿謄本等をお願いするこ とがあります。

【お問い合わせ】 新見商工会議所・中小企業相談所 一 指導課一

TEL 0867-72-2139 FAX 0867-72-0347